

時間外選定療養費のご負担について

当院は二次救急医療施設として、入院を必要とする緊急性の高い重症な患者さんの救急医療を24時間体制で行っています。しかしながら、夜間・休日の時間帯には緊急性の高くない患者さんが受診されることにより、本来の目的である重症な患者さんへの治療に支障を来している状況があります。当院の救急医療、更には地域医療を守るため、緊急性を要しない患者さんが、時間外に外来受診される場合は、診療費とは別に「時間外選定療養費」をご負担いただきます。

支払金額 7,700円（税込み）

対象時間

平日	17:00～翌日8:30
土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）	終日

請求開始日 令和6年5月1日（水）

次に該当する場合は対象外となります

1. 救急車で来院された場合
2. 受診後、そのまま入院となった場合
（満床など、当院の事情により入院の受入れができず、他院へ転院搬送となった場合を含む）
3. 当院で治療中の疾患の症状増悪によって、時間外に受診の必要があった場合
4. 他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
5. 国の公費負担医療制度の受給対象者
6. 特定の疾病または特定の障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
（乳幼児医療、ひとり親家庭医療は、時間外選定療養費のご負担の対象となります）
7. 労働災害・公務災害、交通事故の場合
8. 当院の医師より指示があり、事前に予約されている場合
9. 無料定額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者

令和6年4月
秦野赤十字病院 院長